

「景観法施行令」及び「景観法及び景観法の施行に伴う関係政令の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」の制定に対する意見

氏名	(フリガナ) 森山 清治 森山 清治
住所	〒100-8321 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 出光大分地熱株式会社
所属	(団体名) (部署名) 日本地熱開発企業協議会 会長
電話番号	03-3213-3198
電子メールアドレス	
意見	<p>環境アセスメントの対象となる事業は、環境アセスメント結果を優先させ、景観法の手続きは免除となるように行政手続の簡素化・効率化を図って頂きたい。</p> <p>現在、環境評価法により地熱発電所では出力1万kW以上は必ず環境アセスメントを実施する対象事業（第一種事業）に指定されている。環境アセスメントには景観も含まれており、アセスメントの方法、結果については市町村長・都道府県知事・環境大臣の意見を踏まえ、その結果を事業に反映させることになっている。</p> <p>一方、景観法は景観行政団体が景観計画を定めることになっている。景観行政団体については特に定義は示されていないが、その長は地方自治体の長であると推察できる。従って、景観アセスメント上で景観を判断する機関と景観法で判断する機関が重複すると考えられる。</p> <p>環境アセスメントは、景観のみならず総合的な指標（自然・景観、動植物、水質、大気質、地質、騒音・振動等）からその事業の適否を判断するものであるため、より重要度は高いと考える。従って、環境アセスメント対象の事業については、景観法の手続きを免除願いたい。</p>